

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法をここに公布する。

御名御璽

平成十二年十二月六日

内閣総理大臣 森 喜朗

## 法律第四百四十四号

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法

目次

第一章 総則(第一条～第十五条)

第二章 施策の策定に係る基本方針(第十六条～第二十一条)

第三章 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(第二十五条～第三十四条)

第四章 高度情報通信ネットワーク社会の形成

附則 第一章 総則(第二十二条～第二十三条)

第二章 施策の策定に係る重点計画(第三十五条)

第三章 高度情報通信ネットワーク社会の形成

第四章 高度情報通信ネットワーク社会の形成

第五章 高度情報通信ネットワーク社会の形成

第六章 高度情報通信ネットワーク社会の形成

第七章 高度情報通信ネットワーク社会の形成

第八章 高度情報通信ネットワーク社会の形成

第九章 高度情報通信ネットワーク社会の形成

第十章 高度情報通信ネットワーク社会の形成

第十一章 地方公共団体は、基本理念にのつとり、

第十二章 国及び地方公共団体は、高度情報通信

第十三章 政府は、高度情報通信ネットワーク社

第十四章 政府は、高度情報通信ネットワーク社

第十五章 政府は、広報活動等を通じて、高度情

て個々の能力を創造的かつ最大限に發揮することが可能となり、もつて情報通信技術の恩恵を

あまねく享受できる社会が実現されることを目指して、行われなければならない。

(経済構造改革の推進及び産業国際競争力の強化)

第四条 高度情報通信ネットワーク社会の形成等」という。の促進、中小企業者その他の事業者の経営の能率及び生産性の向上、新たな事業の創出並びに就業の機会の増大をもたらし、

もつて経済構造改革の推進及び産業の国際競争力の強化に寄与するものでなければならない。

(ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現)

ワークを利用した経済活動(以下「電子商取引等」という)の促進、中小企業者その他の事業者の経営の能率及び生産性の向上、新たな事業の創出並びに就業の機会の増大をもたらし、

もつて経済構造改革の変化に伴う新たな課題への対応

社会経済構造の変化に伴う雇用その他の分野における各般の新たな課題について、適確かつ高

度情報通信ネットワーク社会の形成に

機会又は活用のための能力における格差が、高

度情報通信ネットワーク社会の円滑かつ一体化

は、電子商取引その他の高度情報通信ネット

ワークを利用した経済活動(以下「電子商取引等」という)の促進、中小企業者その他の事業者の経営の能率及び生産性の向上、新たな事業の創出並びに就業の機会の増大をもたらし、

もつて経済構造改革の変化に伴う新たな課題への対応

(利用の機会等の格差の是正)

第二章 施策の策定に係る基本方針

(高度情報通信ネットワークの層の拡充等)

第一般的な推進

当たっては、地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の

関連する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークの層の拡充、高度情報通信

ネットワークを通じて提供される文字、音声、映像その他の情報の充実及び情報通信技術の活

用のために必要な能力の習得が不可欠であり、かつ、相互に密接な関連を有することにかんがみ、これらが二体的に推進されなければならない。

(世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成)

当たっては、情報通信技術の活用により生ずる社会経済構造の変化に伴う雇用その他の分野における各般の新たな課題について、適確かつ高

度情報通信ネットワーク社会の形成に

機会又は活用のための能力における格差が、高

度情報通信ネットワーク社会の円滑かつ一体化

は、電子商取引その他の高度情報通信ネット

ワークを利用した経済活動(以下「電子商取引等」という)の促進、中小企業者その他の事業者の経営の能率及び生産性の向上、新たな事業の創出並びに就業の機会の増大をもたらし、

もつて経済構造改革の変化に伴う新たな課題への対応

社会経済構造の変化に伴う雇用その他の分野における各般の新たな課題について、適確かつ高

度情報通信ネットワーク社会の形成に

機会又は活用のための能力における格差が、高

度情報通信ネットワークの利用の拡大

等

の

信

ネ

ツ

ト

ワ

ー

ク

ソ

シ

ス

ト

ワ

ー

ク

ソ

シ

ス

ト

ワ

ー

ク

ソ

シ

ス

ト

ワ

ー

ク

ソ

シ

ス

ト

ワ

ー

ク

(公共分野における情報通信技術の活用)

(所掌事務)

## (号外第249号)

**第二十一条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、国民の利便性の向上を図るために、情報通信技術の活用による公共分野におけるサービスの多様化及び質の向上のために必要な措置が講じなければならない。**

(高度情報通信ネットワークの安全性の確保等)

**第二十二条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保、個人情報の保護その他国民が高度情報通信ネットワークを安心して利用することができるようになるために必要な措置が講じなければならない。**

(研究開発の推進)

**第二十三条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、急速な技術の革新が、今後の高度情報通信ネットワーク社会の発展の基盤であるとともに、我が国産業の国際競争力の強化をもたらす源泉であることから、公共団体、大学、事業者等の相互の密接な連携による必要な措置が講じなければならない。**

(高度情報通信技術について、国、地方

**第二十四条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークが世界的規模で展開していることから、かんがみ、高度情報通信ネットワーク及び開発途上地域に対する技術協力その他の国際協力を積極的に行うために必要な措置が講じなければならない。**

(設置)

平成12年12月6日 水曜日

## 官報

## 第二十六条

本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

項に規定する独立行政法人をいう)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう)の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

## 三

教育及び学習の振興並びに人材の育成に関する施策

## 四

電子商取引等の促進に関する施策

## 五

行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に関する施策

## 六

高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保に関する施策

## 七

前各号に定めるもののほか、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

## 八

周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律をここに公布する。

周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律をここに公布する。

## 九

内閣総理大臣 森 喜朗

## 第十一条

本部は、その所掌事務を遂行するた

## 十

め必要があると認めるときは、関係行政機関

## 十一

地方公共団体及び独立行政法人(独立行政法人

## 十二

の所掌事務を遂行するた

## 十三

め必要があると認めるときは、関係行政機関

## 十四

の所掌事務を遂行するた

## 十五

め必要があると認めるときは、関係行政機関

## 十六

の所掌事務を遂行するた

## 十七

め必要があると認めるときは、関係行政機関

## 十八

の所掌事務を遂行するた

## 十九

め必要があると認めるときは、関係行政機関

## 二十

の所掌事務を遂行するた

## 二十一

め必要があると認めるときは、関係行政機関

## 二十二

の所掌事務を遂行するた

## 二十三

め必要があると認めるときは、関係行政機関

## 二十四

の所掌事務を遂行するた

## 二十五

め必要があると認めるときは、関係行政機関

## 二十六

の所掌事務を遂行するた

## 二十七

め必要があると認めるときは、関係行政機関

## 二十八

の所掌事務を遂行するた

## 二十九

め必要があると認めるときは、関係行政機関

## 三十

の所掌事務を遂行するた

## 三十一

め必要があると認めるときは、関係行政機関

## 三十二

の所掌事務を遂行するた

## 三十三

め必要があると認めるときは、関係行政機関

## 三十四

の所掌事務を遂行するた

## 三十五

め必要があると認めるときは、関係行政機関

## 三十六

の所掌事務を遂行するた

## 三十七

め必要があると認めるときは、関係行政機関

## 三十八

の所掌事務を遂行するた

## 三十九

め必要があると認めるときは、関係行政機関

## 四十

の所掌事務を遂行するた

## 四十一

め必要があると認めるときは、関係行政機関

## 四十二

の所掌事務を遂行するた

## 四十三

め必要があると認めるときは、関係行政機関

## 四十四

の所掌事務を遂行するた

## 四十五

め必要があると認めるときは、関係行政機関

## 四十六

の所掌事務を遂行するた

## 四十七

め必要があると認めるときは、関係行政機関

## 四十八

の所掌事務を遂行するた

## 四十九

め必要があると認めるときは、関係行政機関

の実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策で重要な

作成し、及びその実施を推進すること。

三 前号に掲げるもののほか、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策で重要な

なもの企画に関して審議し、及びその施策

の実施を推進すること。

四 前号に掲げるもののほか、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を政府が迅速かつ

重点的に講ずべき施策

が迅速かつ重点的に推進するために必要な事

ができる。

五 行政の情報化及び公共分野における情報通信

技術の活用の推進に関する施策

が迅速かつ重点的に講ずべき施策

が迅速かつ重点的に推進するために必要な事

ができる。

六 高度情報通信ネットワークの安全性及び信

頼性の確保に関する施策

が迅速かつ重点的に講ずべき施策

ができる。

七 前各号に定めるもののほか、高度情報通信

ネットワーク社会の形成に関する施策を政府

が迅速かつ重点的に推進するために必要な事

ができる。

## 三

教育及び学習の振興並びに人材の育成に関する施策

四 電子商取引等の促進に関する施策

五 行政の情報化及び公共分野における情報通信

技術の活用の推進に関する施策

六 高度情報通信ネットワークの安全性及び信

頼性の確保に関する施策

七 前各号に定めるもののほか、高度情報通信

ネットワーク社会の形成に関する施策を政府

が迅速かつ重点的に推進するために必要な事

ができる。

八 前各号に定めるもののほか、高度情報通信

ネットワーク社会の形成に関する施策を政府

が迅速かつ重点的に推進するために必要な事

ができる。

九 前各号に定めるもののほか、高度情報通信

ネットワーク社会の形成に関する施策を政府

が迅速かつ重点的に推進するために必要な事

ができる。

十 前各号に定めるもののほか、高度情報通信

ネットワーク社会の形成に関する施策を政府

が迅速かつ重点的に推進するために必要な事

ができる。

十一 前各号に定めるもののほか、高度情報通信

ネットワーク社会の形成に関する施策を政府

が迅速かつ重点的に推進するために必要な事

ができる。

十二 前各号に定めるもののほか、高度情報通信

ネットワーク社会の形成に関する施策を政府

が迅速かつ重点的に推進するために必要な事

ができる。

十三 前各号に定めるもののほか、高度情報通信

ネットワーク社会の形成に関する施策を政府

が迅速かつ重点的に推進するために必要な事

ができる。

十四 前各号に定めるもののほか、高度情報通信

ネットワーク社会の形成に関する施策を政府

が迅速かつ重点的に推進するために必要な事

ができる。

十五 前各号に定めるもののほか、高度情報通信

ネットワーク社会の形成に関する施策を政府

が迅速かつ重点的に推進するために必要な事

ができる。

十六 前各号に定めるもののほか、高度情報通信

ネットワーク社会の形成に関する施策を政府

が迅速かつ重点的に推進するために必要な事

ができる。

十七 前各号に定めるもののほか、高度情報通信

ネットワーク社会の形成に関する施策を政府

が迅速かつ重点的に推進するために必要な事

ができる。

十八 前各号に定めるもののほか、高度情報通信

ネットワーク社会の形成に関する施策を政府

が迅速かつ重点的に推進するために必要な事

ができる。

十九 前各号に定めるもののほか、高度情報通信

ネットワーク社会の形成に関する施策を政府

が迅速かつ重点的に推進するために必要な事

ができる。

二十 前各号に定めるもののほか、高度情報通信

ネットワーク社会の形成に関する施策を政府

が迅速かつ重点的に推進するために必要な事

ができる。

二十一 前各号に定めるもののほか、高度情報通信

ネットワーク社会の形成に関する施策を政府

が迅速かつ重点的に推進するために必要な事

ができる。

二十二 前各号に定めるもののほか、高度情報通信

ネットワーク社会の形成に関する施策を政府

が迅速かつ重点的に推進するために必要な事

ができる。

二十三 前各号に定めるもののほか、高度情報通信

ネットワーク社会の形成に関する施策を政府

が迅速かつ重点的に推進するために必要な事

ができる。

二十四 前各号に定めるもののほか、高度情報通信

ネットワーク社会の形成に関する施策を政府

が迅速かつ重点的に推進するために必要な事

ができる。

二十五 前各号に定めるもののほか、高度情報通信

ネットワーク社会の形成に関する施策を政府

が迅速かつ重点的に推進するために必要な事

ができる。

二十六 前各号に定めるもののほか、高度情報通信

ネットワーク社会の形成に関する施策を政府

が迅速かつ重点的に推進するために必要な事

ができる。

二十七 前各号に定めるもののほか、高度情報通信

ネットワーク社会の形成に関する施策を政府

が迅速かつ重点的に推進るために必要な事

ができる。

二十八 前各号に定めるもののほか、高度情報通信

ネットワーク社会の形成に関する施策を政府

が迅速かつ重点的に推進するために必要な事

ができる。

二十九 前各号に定めるもののほか、高度情報通信

ネットワーク社会の形成に関する施策を政府

が迅速かつ重点的に推進るために必要な事

ができる。

三十 前各号に定めるもののほか、高度情報通信

ネットワーク社会の形成に関する施策を政府

が迅速かつ重点的に推進るために必要な事

ができる。